

# 鎌倉幕府の文書を読む 解説

## 1 小室家文書について

- ・比企郡番匠村（現ときがわ町）の小室家に伝来。埼玉県立文書館現蔵。
- ・総点数 7622 点。全体が埼玉県指定文化財（歴史資料）「小室家資料」。
- ・小室家は、初代田代元貞が享保 10 年（1725）に医師として番匠村へ招かれ、居を定めたとされる。3 代元長は姓を小室に改め、寛政 8 年（1796）に蘭方産科医の一派である賀川流産科術の免許皆伝を受け、医学塾「如達堂」を開く。その後、江戸時代には名主や名主後見役を務めたほか、近代には番匠村の村会議員や明覚村長などを歴任。
- ・歴代当主は文化人・知識人としても活躍。5 代元長は大里郡胃山村（現熊谷市）の根岸武香ら同時代の好古家とネットワークを形成し、歴史研究・史料収集を精力的に行った。
- ・文書群は、概ね下記 3 群に分けて把握できる。
  - ①小室家の家文書や家業の医学関係資料、②近世の名主文書や近代の村役場文書、③文化人との交流や好古家としての活動関係資料（収集された書画・古文書などを含む）

## 2 資料を読む前に

### （1）六波羅探題

- ・鎌倉幕府が六波羅（現京都市東山区）に設置した機関、及びその長官。
- ・承久 3 年（1221）の承久の乱後に設置され、長官は北方・南方の 2 名で、北条氏一門から選任された。

### （2）荘園

- ・古代・中世、皇族・貴族・寺社などが私有した土地のこと。
- ・「○○荘」（○○（地名）のしょう）と呼ばれることが多い。
- ・荘園領主による支配の構造：（本家一）領家一荘官一百姓等
- ・荘園領主は年貢・公事（雑税）などの諸税を徴収。
- ・鎌倉幕府によって地頭が置かれた場合：幕府一地頭（一地頭代）一百姓等
- ・大山荘（おおやまのしょう）：丹波国多紀郡（たんばのくにたきぐん、現兵庫県丹波篠山市）にあった荘園。領主は東寺（京都市南区）。承久の乱後に武蔵武士の中沢基政が鎌倉幕府から地頭に任じられ、仁治 2 年（1241）には地頭請（地頭が荘園の現地管理を請け負い、毎年定額の年貢などを領主に納めること）が成立。
  - ※中沢氏：那賀郡中沢郷（現本庄市・美里町）を本貫地とする武士。地頭請成立後、建長年間（1249～56）頃までに中沢基政は大山荘へ移住。

永仁3年(1295)、東寺と中沢基員(基政の孫)の間で大山荘の土地の分割(下地中分)が成立。室町時代には幕府の奉行人として活動。

### 3 様式の解説

- ・名称…六波羅裁許状(さいきょじょう)＝裁判の判決を記した文書
- ※鎌倉幕府における裁判の一般的な手続き：  
書面審理(原告側の「訴状」と被告側の「陳状」による三問三答)  
→裁判所での口頭弁論(「対決」)→判決(「裁許状」)
- ・日付…寛元四年十二月廿五日＝寛元4年は西暦1246年。「廿」は20
- ・差出…相模守平朝臣(さがみのかみたいらのあそん)  
→北条重時(義時の子・泰時弟)、六波羅北方 ※南方は欠員中
- ・充所…明示されていないが、大山荘の荘園領主である東寺側と推定  
→もとは東寺側が保管する文書群の一部であったとみられる。

### 4 語句の解説

- ・雑掌(ざっしょう)：荘園の訴訟代理人、または荘園現地で税の徴収などに当たる荘官。ここでは前者を指すとみられる。
- ・案主(あんじゅ)：荘園などで文書・記録の作成・保管にあたった職員。
- ・地頭代(じとうだい)：地頭の代官。
- ・百姓(ひやくしょう)：一般庶民。
- ・相論(そうろん)：訴訟をして争うこと。
- ・大嘗会米(だいじょうえまい)：大嘗祭(新しい天皇が即位した後に行われる最初の新嘗祭)で使われるその年の新米。悠紀国(ゆきのくに)・主基国(すきのくに)から収穫した米が充てられた。平安時代以降、悠紀国は近江国(現滋賀県)、主基国は丹波国(現京都府中部・兵庫県東部)または備中国(現岡山県西部)に固定された。  
※寛元4年正月19日、後深草天皇即位。
- ・臨時役(りんじやく)：臨時に賦課される税。
- ・前々(さきざき)：以前。
- ・弁(わきま)う：支払う。
- ・者(てえり、てえれば)：というわけである(ので)。
- ・募(つの)る：「贖(つの)る」に同じ。代償・抵当にする。あがなう。
- ・傍例(ぼうれい)：慣例。
- ・加之(しかのみならず)：それに加えて。
- ・領家(りょうけ)：荘園領主。更なる上級権力者(本家)に荘園を寄進する場合がある。
- ・徴下(ちょうげ)：年貢などの納入を命じる。
- ・難渋(なんじゅう)：年貢などの納入を遅らせること。

- ・支配（しはい）：分配。割り当てること。
- ・尋究（じんきゅう）：探し調べること。
- ・沙汰（さた）：（原義）水中で砂をゆすり、中から砂金や米などを選び分けること。→処理、実行、裁判、検討、命令、など極めて多義的に使われる。

## 5 なぜこの文書が小室家に伝わったか

- ・古文書を研究する場合、その文書がどのような経緯で今の所有者の元に伝わったか、を検討することは重要なポイントの一つ。
- ・テキスト史料は、好古家の 5 代元長が収集したものであることが、次の史料から明らかにされている。
- ・「畠山手簡」（小室家文書 25）…畠山如心齋から元長に送られた書簡集。  
※畠山如心齋…元長と交流のあった東京浅草在住の好古家。
- ・[明治 13 年（1880）] 7 月 1 日に如心齋が元長側に送った、販売可能な古文書の目録が綴じ込まれている。その中にテキスト史料の記載あり。  
「上ノ下等ノ（中略）一、（朱書）『三十九 六十銭』〈丹波国大山庄雑掌能綱并案主能宣(ママ)ノ与地頭代僧長信并百姓宗吉等相論并(ママ)狼藉ノ事〉  
〈最明寺北条時頼ノコトノ相模守平朝臣花押〉 寛元四年十二月廿五日  
『自筆也ト云、虫クヒ少ケレハ一円以上ノモノ』 〈〃（全紙）十一行  
〃（ノモノ）ノ虫クヒ多シ〉」  
※同目録には、東寺など京都の寺院から出た文書が多く含まれている。  
→テキスト史料は、小室家の 5 代元長が、明治 13 年に好古家仲間の畠山如心齋から 60 銭で購入したもの。

## ○参考文献（副題割愛）

- ・用語、古文書様式、訓読法に関するもの  
『日本国語大辞典（第二版）』小学館、2000～02 年  
『国史大辞典』吉川弘文館、1979～1997 年  
佐藤進一『新版古文書学入門』法政大学出版局、1997 年  
峰岸明『変体漢文』東京堂出版、1986 年（2022 年に吉川弘文館から新装版刊行）  
苅米一志著・日本史史料研究会監修『日本史を学ぶための古文書・古記録訓読法』吉川弘文館、2015 年
- ・小室家文書に関するもの  
埼玉県立文書館編・発行『小室家文書目録』1997 年  
埼玉県立文書館編・発行『黒田(小)家文書目録・諸家文書目録Ⅸ』2017 年
- ・その他  
雉岡恵一「東国御家人中沢氏の西遷と大山荘地頭御家人中沢氏」（『中央史学』13、1993 年）  
芳賀明子「書簡にみる好古家畠山如心齋と小室元長の交流」  
（『文書館紀要（埼玉県立文書館）』31、2018 年）

